

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となられる方へ

東京都後期高齢者医療広域連合

今回、75歳になられる方に後期高齢者医療被保険者証(保険証)を交付します。制度の詳細や自己負担の割合の判定の流れについては、同封の小冊子「後期高齢者医療制度のしくみ」をご覧ください。

※保険料の納付書等は、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口から別に郵送されます。

1 一部負担金(自己負担)の割合

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの自己負担の割合(1割又は3割)は、令和2年度住民税課税所得にもとづいて世帯ごとに判定します。

【判定基準】

自己負担の割合	令和2年度住民税課税所得 (平成31年1月から令和元年12月までの所得から算出)
1割	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合
3割	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの区市町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます。なお、住民税が課税されていない方には、住民税の納税通知書は送付されません。

※昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度の被保険者及び同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、賦課のもととなる所得金額(同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」15ページ参照)の合計額が210万円以下の場合、1割負担になります。

※自己負担の割合は、毎年8月1日を基準日として判定します。今回お送りしました保険証の有効期限は令和4年7月31日ですが、有効期限前でも自己負担の割合に変更があった場合は、新しい保険証を交付します。変更前の保険証をそのまま使用されますと、後で差額分の納付や払い戻しの手続きが必要となる場合があります。

2 基準収入額適用申請(3割から1割に変更できる場合があります)

令和2年度住民税課税所得が145万円以上の方でも、以下の基準を満たす方は、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口から基準収入額適用申請を行い認定されると、申請日の翌月から、自己負担の割合が1割に変更となります(毎年、申請が必要です)。

※対象と思われる方には、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口から申請書を送付しています。さかのぼっての適用はできませんので、忘れずに申請してください。

【判定基準】

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (平成31年1月から令和元年12月までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 (ただし、383万円以上でも同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70~74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

※収入とは、所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です(所得金額ではありません)。

※土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算又は繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます(所得が0円又はマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります)。ただし、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得について個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。



世帯構成の変更等があると、自己負担が変わる場合があります。

75歳になった月の自己負担の割合は、すでに加入している同一世帯の後期高齢者医療被保険者と同じになり、翌月から世帯で判定します。

Aさん(住民税課税所得145万円以上)とBさん(住民税課税所得145万円未満)が同一世帯の場合

現在 世帯の平成31年1月から令和元年12月までの収入合計額が520万円以上

Bさんが75歳になった日から

Aさんと同じ**3割負担**

Aさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 3割負担
Bさん74歳 国保加入	自己負担の割合 2割負担

Aさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 3割負担
Bさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 3割負担

Cさん(住民税課税所得145万円未満)とDさん(住民税課税所得145万円以上)が同一世帯の場合

現在 世帯の平成31年1月から令和元年12月までの収入合計額が520万円以上

Dさんが75歳になった月
誕生日以降はCさんと同じ**1割負担** (1日生まれを除く)

誕生月の翌月から
世帯で判定し**3割負担**

Cさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 1割負担
Dさん74歳 国保加入	自己負担の割合 3割負担

Cさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 1割負担
Dさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 1割負担

Cさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 3割負担
Dさん 後期高齢者医療加入	自己負担の割合 3割負担

以下の証の交付には、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口への申請が必要です。

国民健康保険又は会社の健康保険などから交付を受けていた方も、新たに申請が必要です。

交付されたら、医療機関等の窓口には保険証と一緒に提示してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

【自己負担割合が**1割**の方】

世帯全員が住民税非課税の方が対象です。保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

限度額適用認定証

【自己負担割合が**3割**の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方が対象です。保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

特定疾病療養受療証

特定疾病の自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円となります。

《対象となる特定疾病》 先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)

人工透析が必要な慢性腎不全

血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による)HIV 感染症

各種手続きの際には、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

窓口では、**身元確認書類**(運転免許証やパスポート、個人番号カード等)と**マイナンバー(個人番号)が確認できる書類**(通知カードや個人番号カード等)の提示をお願いいたします。また、郵送で申請される場合は、身元確認書類とマイナンバーが確認できる書類のコピーを同封してください。

【お問合せ先】 お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口
(連絡先は同封の保険証の台紙をご覧ください。)